

伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー価格高騰の影響を受ける市内の中小企業等の負担軽減を図るため、省エネルギー性能の高い機器へ更新する中小企業に対し、予算の範囲内において交付する伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊達市補助金交付規則（平成23年規則15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本店、支店又は営業所等の事業所を有する中小企業等
- (2) 令和6年4月1日時点において、市内で1年以上事業を営んでおり、かつ、今後も事業を継続する意思がある者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 次条に規定する補助対象事業について、他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 伊達市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第2号）第2条第1号から第4号までに掲げる者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業のうち同項第3号に掲げる営業を営む者から委託を受けた者
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある事業を行っている者
- (4) 事業活動等に必要な資格又は許認可等未取得していない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める者

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の事業所において次の表に定める補助対象設備への更新（補助対象設備の購入、運搬、設置及び更新に伴う撤去をいう。以下同じ。）を市内の他の事業者（当該補助対象者と資本関係（一方が他方の株式を所有し、又は一方が他方に出資している関係をいう。）がない者に限る。）に委託等して実施する事業とし、補助金の交付の対象となる要件、経費、補助率は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象設備	補助対象要件	補助対象経費	補助率等
省エネルギー設備（エアコンディショナー、冷蔵	新品の状態で購入した補助対象設備で、次の各号のいずれ	更新に要する経費（消費税及び	補助対象経費の1/2（1,000円未

<p>庫、冷凍庫、LED照明器具（電球のみの更新は対象としない。）</p> <p>※既存設備からの更新であり、補助対象経費が10万円以上のもの</p> <p>※補助金の交付の決定を受けた日以後に購入又は発注をし、令和7年1年31日までに更新及び代金の支払が完了したもの</p>	<p>かを満たすもの又は市長が適当と認めるもの</p> <p>(1) 経済産業省が定める日本産業規格C9901に基づく最新の目標年度の省エネルギー基準達成率（以下「省エネ達成基準率」という。）が100%以上のもの</p> <p>(2) 省エネ基準達成率100%と同等以上の省エネ効果があることを製造業者等が証明するもの（業務用のものに限る。）</p>	<p>地方消費税相当額を除く。）</p>	<p>満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。上限50万円)</p>
--	---	----------------------	-------------------------------------

2 補助金の交付は、1補助対象者当たり1回限りとする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、伊達市競争入札参加資格審査規程（平成7年訓令第3号）第4条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に記録された者については、第1号に定める書類の提出を省略することができる。

- (1) 定款及び登記事項証明書（登記を必要としない営業所等の事務所の場合は、営業所等の事務所の開設を確認することができる書類）又はこれに代わるもの（個人事業主の場合は、開業届出書又は直近の確定申告書及び本人確認書類の写し）
- (2) 補助対象経費が分かる書類（見積書等の写し）
- (3) 補助対象設備の性能を確認することができるカタログ等の書類
- (4) 補助対象設備の設置場所の位置図・配置予定図
- (5) 従前の設備の状況が確認できる書類・写真
- (6) 市税完納証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第7条 前条の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできないものとする。

(対象事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた日から補助対象事業が完了するまでの間において、補助対象事業の内容を変更し、又は申請を取下げようとするときは、伊達市中小企業省エネ設備導

入支援事業変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、変更に伴う補助対象経費の減額率が2割以内の減額の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助対象事業の変更を認めたときは、速やかに伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業変更承認書（様式第4号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

3 補助対象事業の内容変更による補助金の額の変更は、当初の交付決定額の範囲内で行うこととする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後30日を経過する日又は令和7年1月31日までのうち、いずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類（領収書等の写し）
- (2) 補助対象経費に係る明細書又は請求書の写し
- (3) 補助対象設備への更新を行う前の状況を示す写真
- (4) 補助対象設備への更新を行った後の状況及び当該設備の品番ラベルの写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、実績報告書を提出した者に対し、必要に応じて補助対象設備への更新に関する書類の提示、現地調査等を求めることができる。

（額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、当該補助事業者へ通知する。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この告示の規定に違反したとき
- (3) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項各号の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第13条 補助金交付決定対象者は、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないものとする。ただし、その財産が耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に規定する耐用年数をいう。）を経過し、又は市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年6月24日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号 (第5条関係)

伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛名) 伊達市長

申請者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 設備導入場所 伊達市

2 補助金交付申請額等

補助対象設備 名 称	形式・品番	数量	補助対象経費 (消費税及び地方 消費税相当額を除 く。)	補助金交付申請額
			円	A×1/2 (千円未満切捨 て。上限50万円)
			円	
			円	
			円	
合計			A 円	

3 設置(納品) 予定年月日 年 月 日

4 事業者区分 中小企業 小規模事業者 個人事業主

5 業 種 製造業 建設業 運輸業 卸売業 小売業
 サービス業 その他 ()

様

伊達市長

伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業補助金について、伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の条件を付して補助金の交付を決定しますので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金の交付条件
 - (1) 令和7年1月31日までに設備の更新及び支払が完了すること。
 - (2) 補助対象事業が完了したときは、事業完了後30日を経過する日までに実績報告を提出すること。
 - (3) 事業内容を変更するときは、市長の承認を受けること。
 - (4) 補助金額の確定は、実績報告書の提出後に行うものとする。

様式第3号（第8条関係）

文書記号
年 月 日

（宛名）伊達市長

住 所
事業者名
代表者名
電話番号

伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業変更（取下げ）承認申請書
伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業について、下記の理由により事業の内容を変更（取下げ）
しますので、伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類
を添えて申請します。

記

- 1 事業変更（取下げ）の内容
- 2 事業変更（取下げ）の理由
- 3 事業変更後の事業に要する経費額 円
- 4 事業変更後の補助予定額 円

様式第4号（第8条関係）

文書記号
年 月 日

様

伊達市長

伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業変更認書

年 月 日で申請のあった伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業変更承認申請書について、審査した結果、適当と認められましたので、伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱第8条により通知します。

記

1 事業変更の内容

2 事業変更後の事業に要する経費額 円

3 事業変更後の補助予定額 円

様式第5号 (第9条関係)

伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業実績報告書

年 月 日

(宛名) 伊達市長

申請者 住 所
 事業者名
 代表者名
 電話番号

年 月 日付けで補助金の交付の決定を受けた上記事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- 1 設備導入場所 伊達市
 2 補助金交付申請額等

補助対象設備 名 称	形式・品番	数量	補助対象経費 (消費税及び地方 消費税相当額を除 く。)	補助金交付申請額
			円	A×1/2 (千円未満切捨 て。上限50万円)
			円	
			円	
			円	
合計			A 円	

3 事業完了年月日 年 月 日

4 補助金振込先金融機関

金融機関名	銀行・金庫 農協・漁協	本店・支店名	本店 支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第6号（第10条関係）

文書記号
年 月 日

様

伊達市長

伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日で提出の実績報告書を審査した結果、伊達市中小企業等省エネ設備導入支援事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円

様式第7号（第11条関係）

文書記号
年 月 日

様

伊達市長

伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定した標記補助金について、伊達市中小企業省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記の理由により補助金等の交付決定の（全部又は一部）を取り消すこととしましたので通知します。

記

- 1 補助金取消額 円
- 2 取消しの理由